

# 第1章 計画策定にあたって



## 1 計画策定の経緯

和光市においては、平成17年（2005年）4月1日に「和光市男女共同参画推進条例」を制定し、条例に基づいた計画として、平成18年（2006年）に「第2次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン【改訂版】－男女共同参画社会の実現をめざして－」を策定して以降、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策・事業を展開してきました。

しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識<sup>\*1</sup>や、それに基づく社会習慣は根強く残っています。さらに、社会情勢の変化により、新たな課題も浮上しています。また、令和2年（2020年）に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は、平常時における性別による固定的な役割分担意識を背景にした、ジェンダー<sup>\*2</sup>に起因する社会課題を一層顕在化させました。

第3次計画の計画期間満了に伴い、これまでに生じた新たな課題に対応するとともに、これまで取り組んできた施策をさらに推進・発展させるための指針として、「第4次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン」を策定します。

## 2 計画策定の背景

### (1) 世界の動き

#### 【「国連婦人の10年」と「女子差別撤廃条約」】

国連は、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」と設定し、昭和51年（1976年）～昭和60年（1985年）の10年間を、「平等・発展・平和」を目標とした「国連婦人の10年」と決めました。昭和54年（1979年）には、国連総会において130か国の賛成により、「女子差別撤廃条約」を採択し、女性の地位向上に向けた取組を進めてきました。

#### 【「北京宣言」と「北京行動綱領」】

平成7年（1995年）には、北京会議（第4回世界女性会議）において、女性施策の指針として「北京宣言」と「北京行動綱領（BPA）」が採択され、BPAの12の重大問題領域である「人権」、「暴力」、「健康」、「ジェンダーの主流化」が政策目標となりました。

平成27年（2015年）には、「北京宣言」と「北京行動綱領」の採択から20年目に当たることを記念し、第59回国連婦人の地位委員会（北京+20）が、「北京宣言及び行動綱領」と第23回国連特別総会「女性2000年会議」成果文書の実施状況及び評価を主要テーマに開催されました。

#### 【「国連女性機関」（UN Women）】

平成22年（2010）年には、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント<sup>\*3</sup>のための国連機関」の設立が国連総会決議で採択され、翌年1月から「国連女性機関」（UN Women）が活動を開始しました。

令和元年（2019年）には、「2020年北京宣言と行動綱領25周年記念（北京+25）」として、様々な国際的な取組を行っています。

**【「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択】**

平成27年（2015）年に開催された国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。このアジェンダ（議題）では、17の目標と169のターゲットから成る「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（SDGs）が掲げられ、「誰一人取り残さない」社会の実現を理念としています。17の目標の5番目には、「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」と謳われており、この計画と関わりが深い項目となっています。

**【「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」の採択】**

令和元年（2019年）に、国際労働機関（ILO）によって、職場での暴力やハラスメントを全面的に禁止する初の国際条約が採択されました。

**(2) 国の動き****【「男女共同参画基本法」制定】**

平成11年（1999年）に、「男女共同参画基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現が「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置付けられ、国や地方公共団体、国民の責務が定められました。

**【「男女共同参画基本計画」策定】**

平成12年（2000年）には、「男女共同参画基本法」に基づき、「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、平成17年（2005年）には、科学技術や防災などの分野を新たに加えた「第2次男女共同参画基本計画」が策定され、平成22年（2010年）には、あらゆる困難を抱える人への対応や、男性や子どもにとっての男女共同参画について盛り込まれた「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。平成27年（2015年）には、防災・災害復興施策への男女共同参画の視点や、ワーク・ライフ・バランス<sup>\*4</sup>の実現等について強調した「第4次男女共同参画基本計画」が、令和2年（2020年）には、指導的地位への女性登用等を強調した「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

**【「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）の成立】**

平成27年（2015年）には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立しました。令和元年度（2019年度）に改正され、事業主行動計画の策定義務の範囲が拡大されました。

**【ジェンダー・ギャップ指数（GGI）】**

世界経済フォーラムが平成18年（2006年）以降毎年公表している、社会進出における男女格差を示す「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）<sup>\*5</sup>」について、令和元年（2019年）の日本のスコアは、政治分野や経済分野において女性の比率が低下したことなどから、153か国中121位と低い順位となっています。

### (3) 埼玉県の動き

#### 【「埼玉県男女共同参画推進条例」制定】

平成12年（2000年）に、全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」が制定されました。

#### 【「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定と改定】

平成14年（2002年）には、「埼玉県男女共同参画推進条例」に基づく初めての計画として、「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」が策定されました。その後、平成19年（2007年）に見直しを行い、「埼玉県男女共同参画推進プラン」が策定され、平成29年（2017年）には、令和3年（2021年）までを計画期間とした「埼玉県男女共同参画基本計画」が策定されました。

#### 【男女共同参画関連の取組】

平成14年（2002年）に、「男女共同参画推進センター（With You さいたま）」が開設されました。また、平成24年（2012年）には、埼玉県産業労働部に「ウーマノミクス課」が設置され、女性の活躍による経済の活性化を目標に掲げて、女性の就業支援や企業内保育所の整備促進などに取り組む「埼玉版ウーマノミクスプロジェクト」が立ち上げられました。

### (4) 和光市の動き

#### 【「和光市男女共同参画推進条例」制定】

平成17年（2005年）に、「和光市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画の担い手となる市、市民、事業者の責務を明らかにし、男女共同参画に関する基本的な施策等を定めました。

#### 【「第1次和光市行動計画 男女共同参加型社会わこうプラン」策定と改定】

平成3年（1991年）に、女性の抱える困難の解消に向けた総合的指針として、「第1次和光市行動計画 男女共同参加型社会わこうプラン」を策定しました。

その後、平成13年（2001年）には、「第2次和光市行動計画 男女共同参画わこうプラン」を策定し、関係機関と連携しながら取組を進めました。

平成18年（2006年）には、和光市男女共同参画推進条例に基づいた「第2次和光市行動計画 男女共同参画わこうプラン【改訂版】」を策定しました。

その後、平成23年（2011年）には、「第3次和光市行動計画 男女共同参画わこうプラン」を策定し、平成28年（2016年）には、中間見直しを行いました。

#### 【和光市要保護児童及びDV<sup>※6</sup>対策地域協議会】

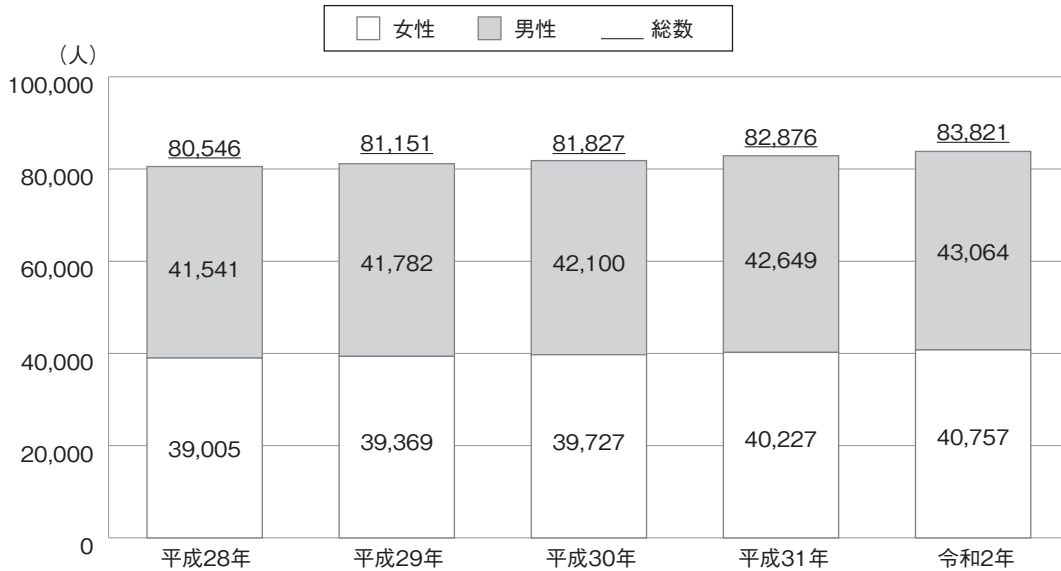
平成21年（2009年）には、「和光市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク（和光市DV対策ネットワーク）」を設置しましたが、平成29年（2017年）の組織改正により、「和光市要保護児童及びDV対策地域協議会」に改め、庁内外の関係機関と連携し、対策を進めています。

### 3 和光市の統計からみえる現状

#### (1) 人口の推移

和光市の人口は、年々増加を続けていますが、人口に占める男女の比率はほぼ変化がありません。

男女別人口の推移

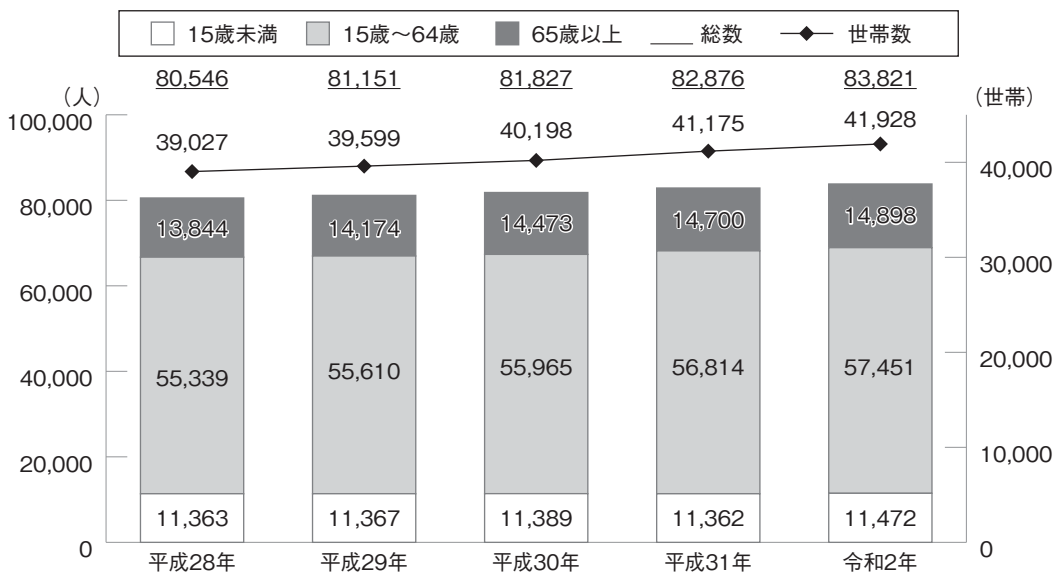


資料：戸籍住民課（各年3月31日）

#### (2) 世帯数・年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別では、令和2年（2020年）は平成28年（2016年）と比較して、15歳未満が109人の増加、15～64歳が2,112人の増加、65歳以上が1,054人の増加となっています。

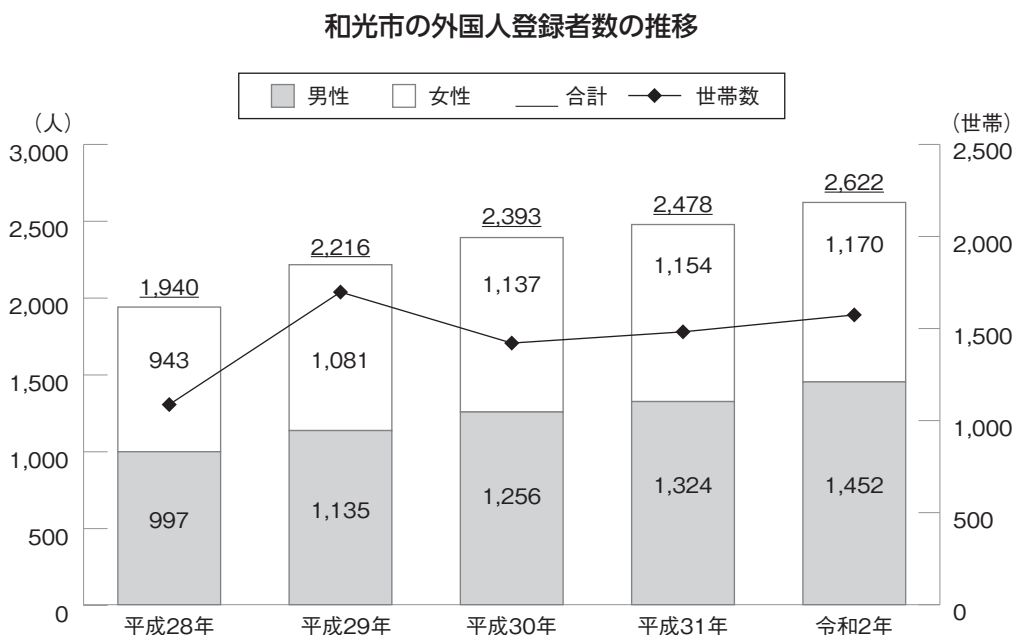
世帯数・年齢3区分別人口の推移



資料：戸籍住民課（各年3月31日）

### (3) 和光市の外国人登録者数の推移

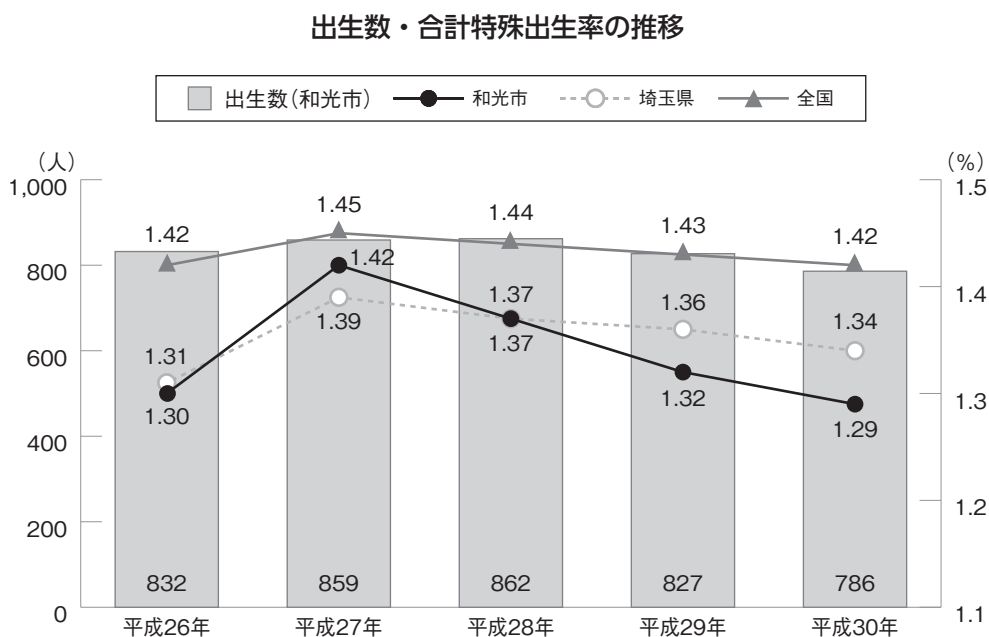
和光市の外国人登録者数は平成29年（2017年）から増加傾向にあります。全体に占める割合は、毎年女性よりも男性の方が多くなっています。



資料：戸籍住民課（各年3月31日）

### (4) 出生数・合計特殊出生率の推移

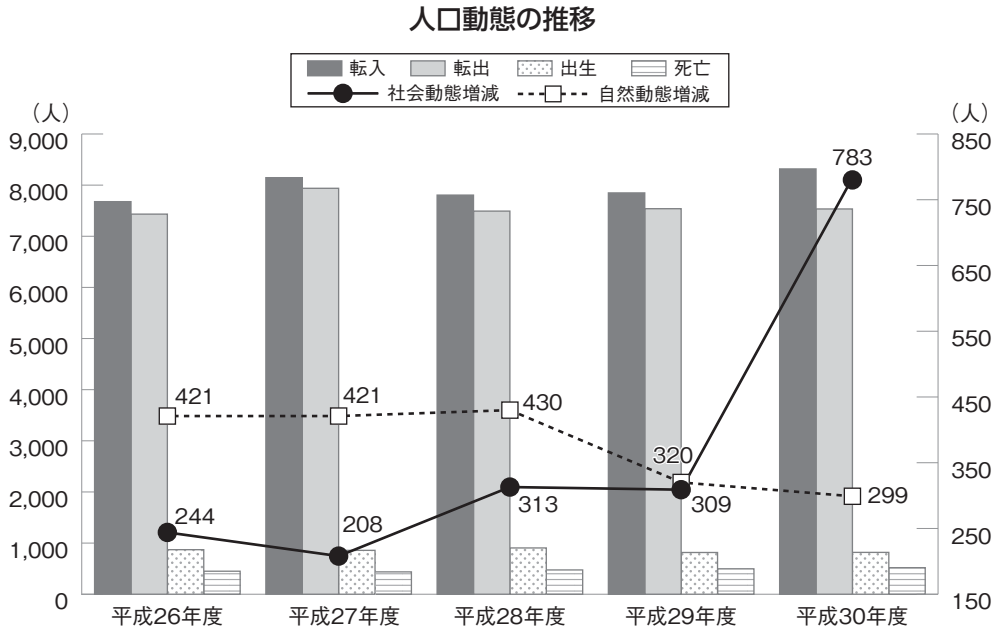
平成30年（2018年）の和光市の出生数は、前年に比べて41人減少しています。合計特殊出生率は減少し、埼玉県より低くなっています。



資料：埼玉県の人口動態概況（埼玉県保健医療政策課）

### (5) 人口動態の推移

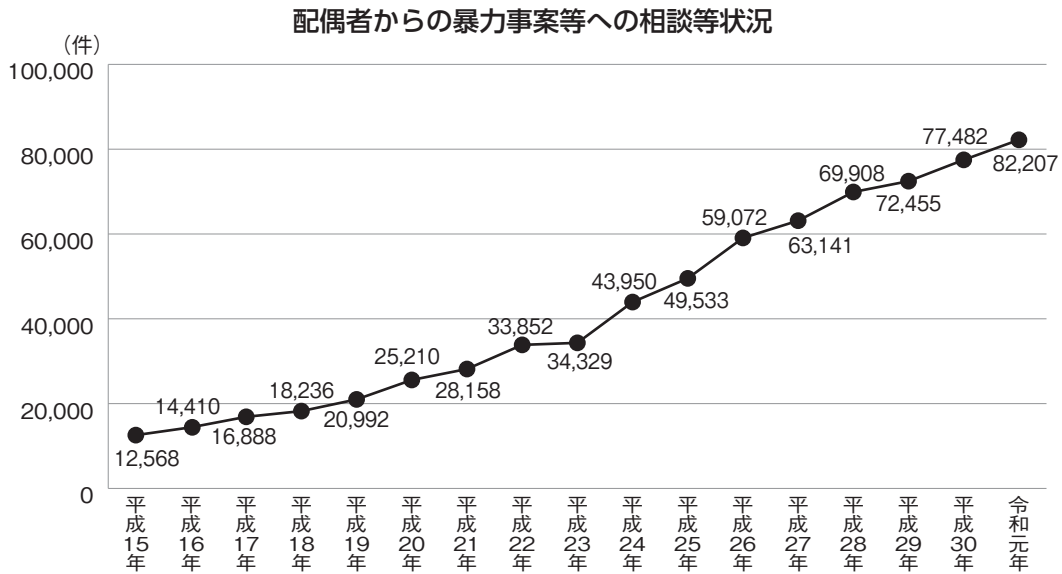
和光市の人口動態の原因のうち、転入・転出による社会動態増減は、平成26年度（2014年度）以降増減を繰り返していましたが、平成30年度（2018年度）は前年に比べて474名増加しています。また、出生・死亡による自然動態増減は、平成28年度（2016年度）までは増加を示しておりますが、平成29年度（2017年度）より減少傾向となっております。



資料：統計わこう（戸籍住民課）

### (6) 配偶者からの暴力事案等の相談等状況

警察庁による調査では、配偶者から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談受案件数は、配偶者暴力防止法の施行以来増加し続けています。



資料：警察庁

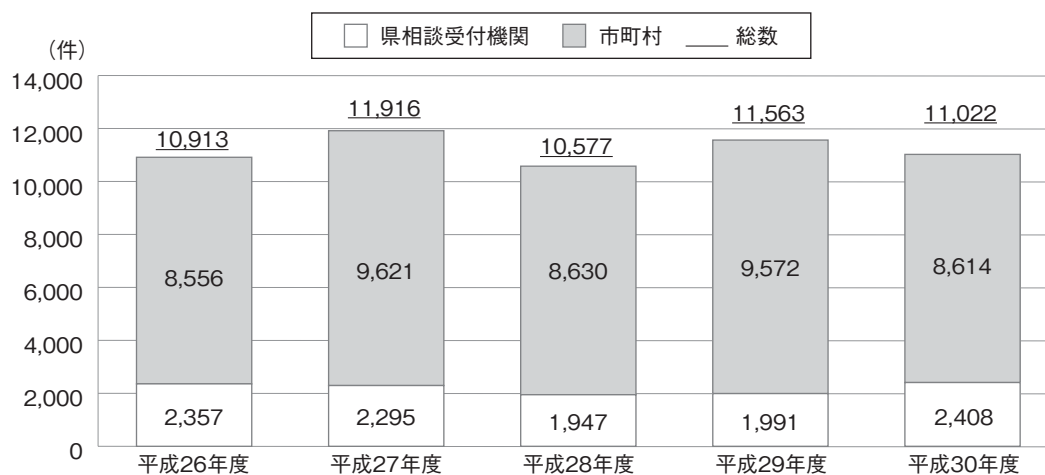
注1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数  
 注2) 法改正を受け、平成16年（2004年）12月2日施行以降、離婚後に引き続き暴力等を受けた事案について、平成20年（2008年）1月11日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案について、また、平成26年（2014年）1月3日以降、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上



### (7) 埼玉県全体でのDV相談件数

埼玉県全体のDV相談件数は、平成28年度（2016年度）に相談件数が減り、平成29年度（2017年度）は前年に比べ増加しましたが、平成30年度（2018年度）は再び前年に比べて541件減少しました。平成30年度（2018年度）ではそのうちの約78%が市町村での相談受付となっており、DV相談の件数が増え続ける中、DV相談における市町村の役割の大きさがうかがえます。

県全体でのDV相談件数



資料：埼玉県DV防止基本計画（埼玉県男女共同参画課）

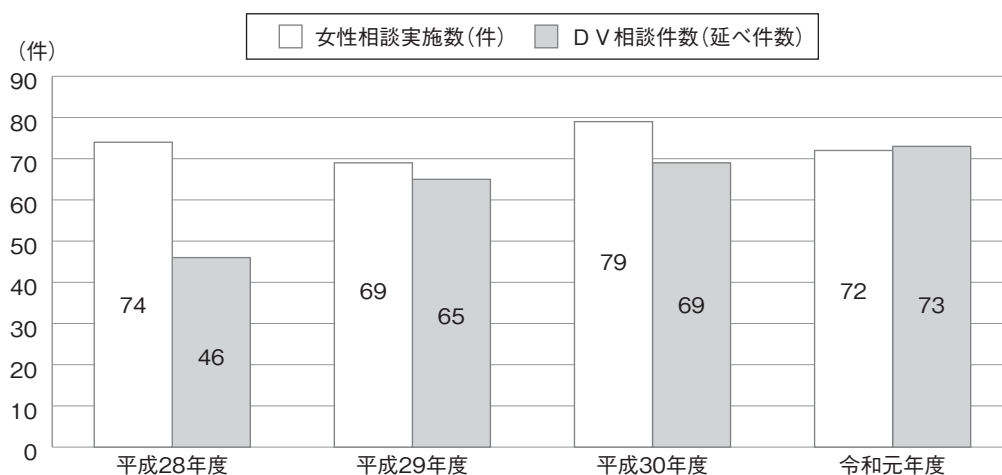
### (8) 和光市での女性相談・DV相談件数

和光市では、女性の様々な悩みに対応するため、毎月第2、4火曜日に専門の女性カウンセラーによる女性相談を開設しています。

女性相談の実施件数は、平成28年度（2016年度）から100件を下回っています。

DV相談件数は、年々増加を続けており、令和元年度（2019年度）には73件となっています。

女性相談・DV相談件数

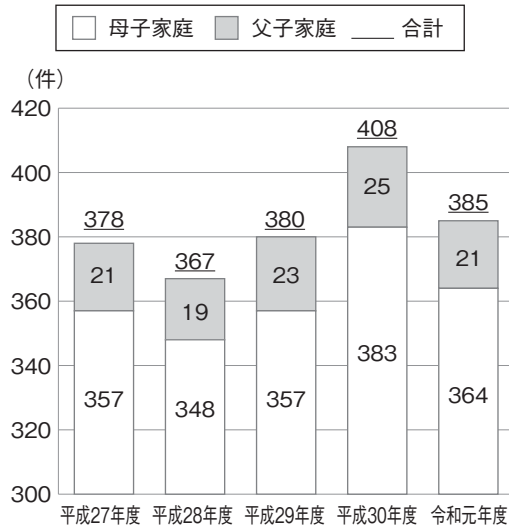


資料：市民活動推進課、地域包括ケア課、学校教育課

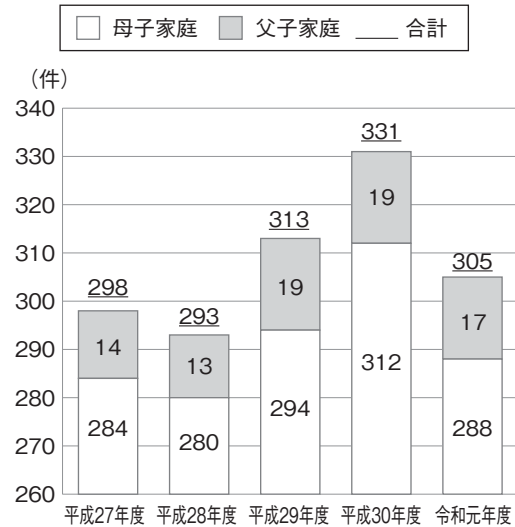
(9) ひとり親家庭等医療費登録者数・ひとり親家庭等医療費受給者数

令和元年度（2019年度）の和光市のひとり親家庭等医療費登録者数は、前年に比べ23人の減少となっています。また、ひとり親家庭等医療費受給者数についても、前年に比べて26人の減少となっています。いずれも、父子家庭よりも母子家庭の方が大きく減少しています。

ひとり親家庭等医療費登録者数



ひとり親家庭等医療費受給者数



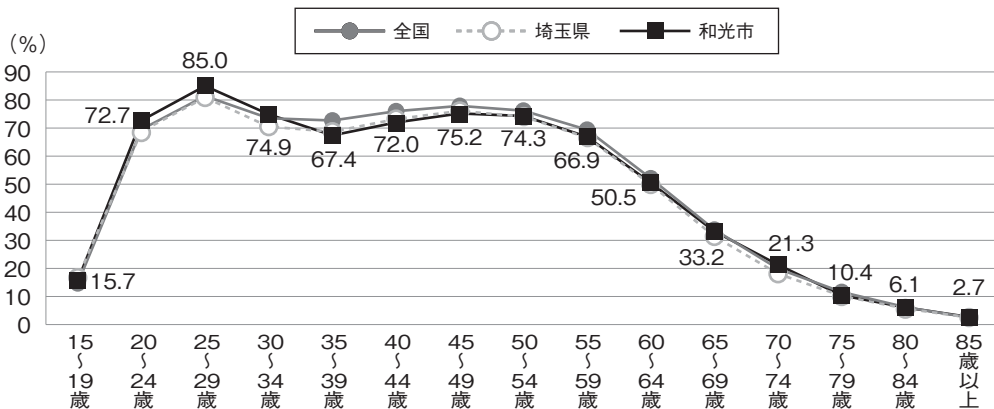
資料：ネウボラ課（3月31日現在）

(10) 女性の年齢階級別労働力率

日本の女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという「M字カーブ」を描く傾向にありましたが、近年そのカーブは以前に比べて浅くなってきています。また、M字カーブの底となる年齢階級も上昇してきています。これは、結婚・出産期に働く（又は働く意思を持つ）女性が増えてきており、また、結婚・出産期に当たる年齢階級が上昇してきていることを示しています。

和光市においてもM字カーブは浅くなってきていますが、M字カーブの底に当たる年齢階級（35～39歳）での労働力率は67.4%と、全国の同年齢階級での労働力率72.7%に比べて約5%低くなっています。

女性の年齢階級別労働力率（平成27年度）



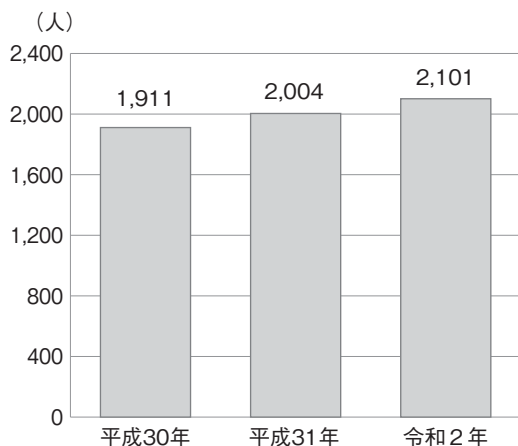
資料：総務省統計局（国勢調査）

(11) 在園児童数・待機児童数の状況

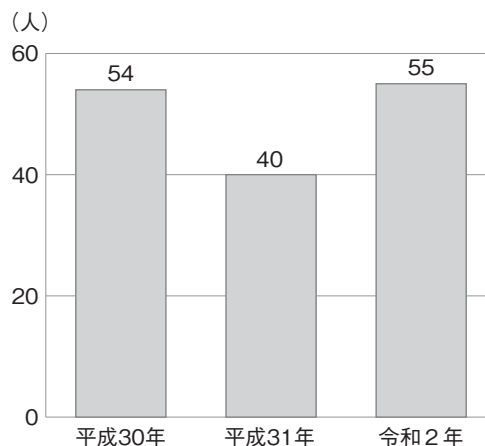
和光市内の保育所等は、平成27年度（2015年度）から開始した「子ども・子育て支援新制度」により、令和元年度（2019年度）も待機児童解消に向けた基盤整備が続いています。

平成31年（2019年）4月には、保育所等の整備を行いました。これにより、平成31年（2019年）4月の市内保育所等の在園児童数は、前年に引き続き増加しており、待機児童数は前年に比べ14人減少しています。しかし、令和2年（2020年）は、在園児童数は増加している一方で、待機児童数は55人と、前年に比べ15人増加しています。

在園児童数の状況



待機児童数の状況

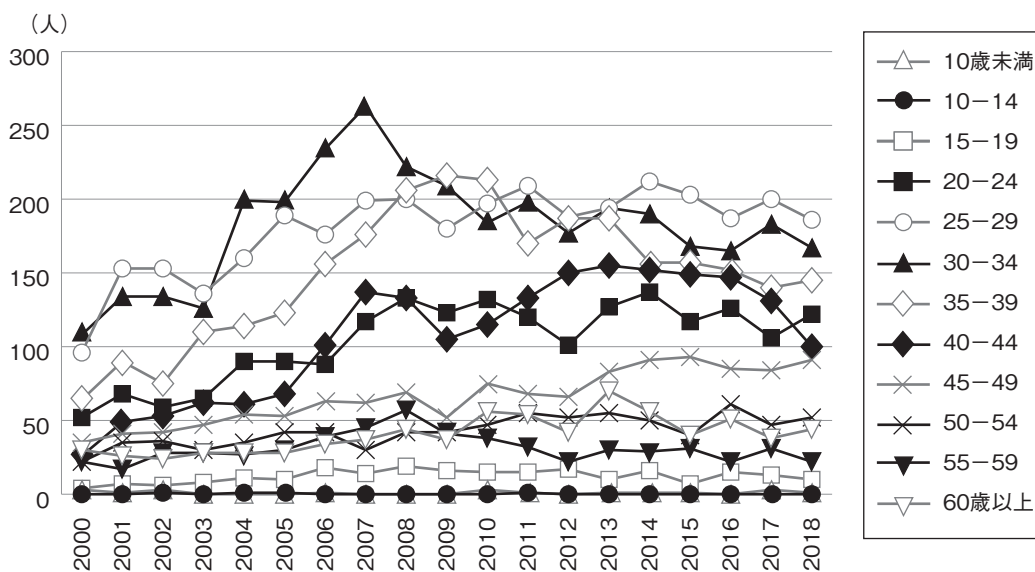


資料：保育サポート課（各年4月1日現在）

(12) 年齢階級別新規 HIV 感染者罹患率の年次推移

厚生労働省エイズ動向委員会によると、日本における年齢階級別の新規 HIV 感染者の罹患率では、25 - 34歳に占める割合が高い傾向が続いています。

年齢階級別新規 HIV 感染者罹患率の年次推移

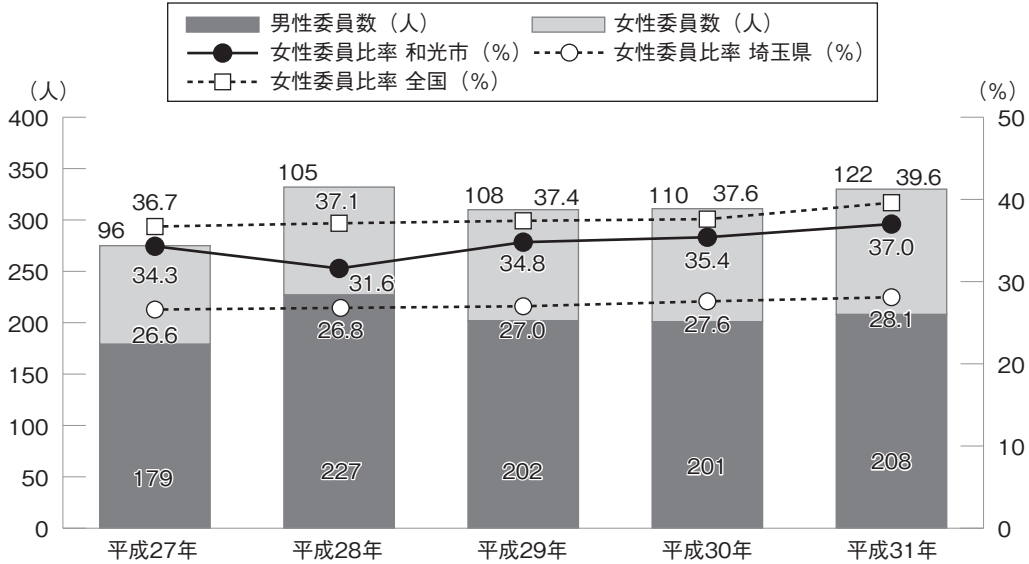


資料：厚生労働省エイズ動向委員会（エイズ発生動向年報）

### (13) 審議会における委員の状況

平成31年（2019年）の審議会等の委員に占める女性の割合は、前年から上昇し37.0%で、埼玉県においては高い割合となっていますが、全国と比較すると少し下回る傾向が続いています。

審議会等における委員の状況

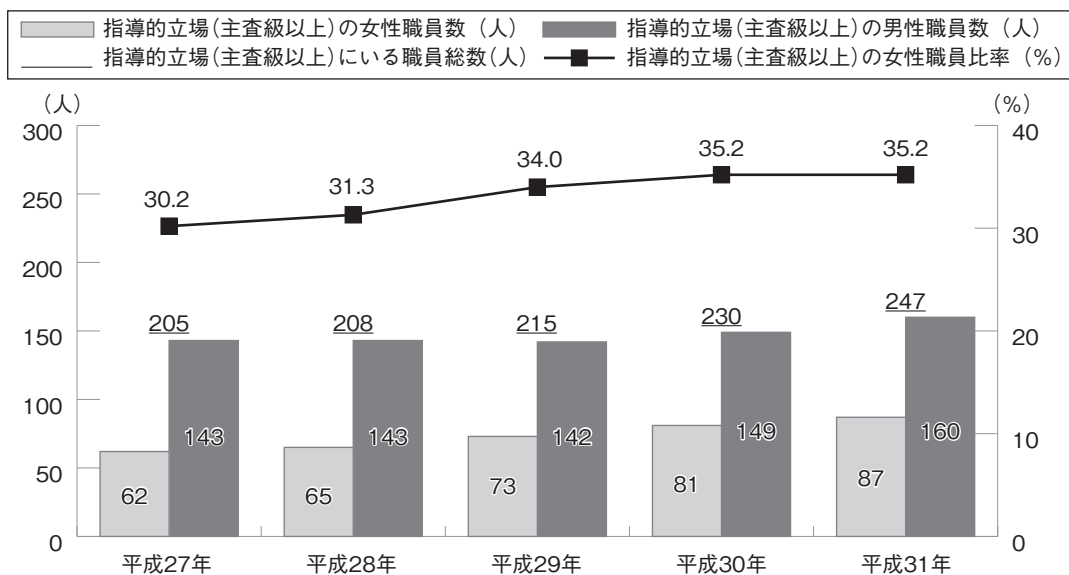


資料：総務人権課（各年4月1日現在）  
 男女共同参画に関する年次報告（埼玉県男女共同参画課）（各年4月現在）  
 女性の政策・方針決定参画状況調べ（内閣府）（各年9月30日現在）

### (14) 指導的立場（主査以上）にいる市職員の状況

市職員のうち、指導的立場（主査級以上）にいる女性職員の割合は、平成27年（2015年）から上昇し、平成31年（2019年）は前年と同じ35.2%となっています。

指導的立場(主査級以上) にいる職員の状況



資料：職員課（各年4月1日現在）

## 4 令和元年度和光市男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要

第4次計画の策定に向けて、男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握し、今後の男女共同参画施策へと反映させることを目的として、「和光市男女共同参画市民意識調査」を実施しました。

### 【調査実施概要】

調査方法	郵送法（郵送配付・郵送回収）
調査対象	和光市内に在住する満20歳以上の男女
調査期間	令和元年（2019年）8月16日（金）～8月30日（金）
回収結果	695件／2,000件（有効回収率：34.8%）

### 【小・中学生意識調査概要】

調査方法	学校において授業、朝会、ホームルーム等で実施
調査対象	和光市立の全小中学校に通う小学4年生、中学2年生
調査期間	令和元年（2019年）9月9日（月）～9月24日（火）
回収結果	小学生 714件／715件（有効回収率：99.8%） 中学生 493件／531件（有効回収率：92.8%）

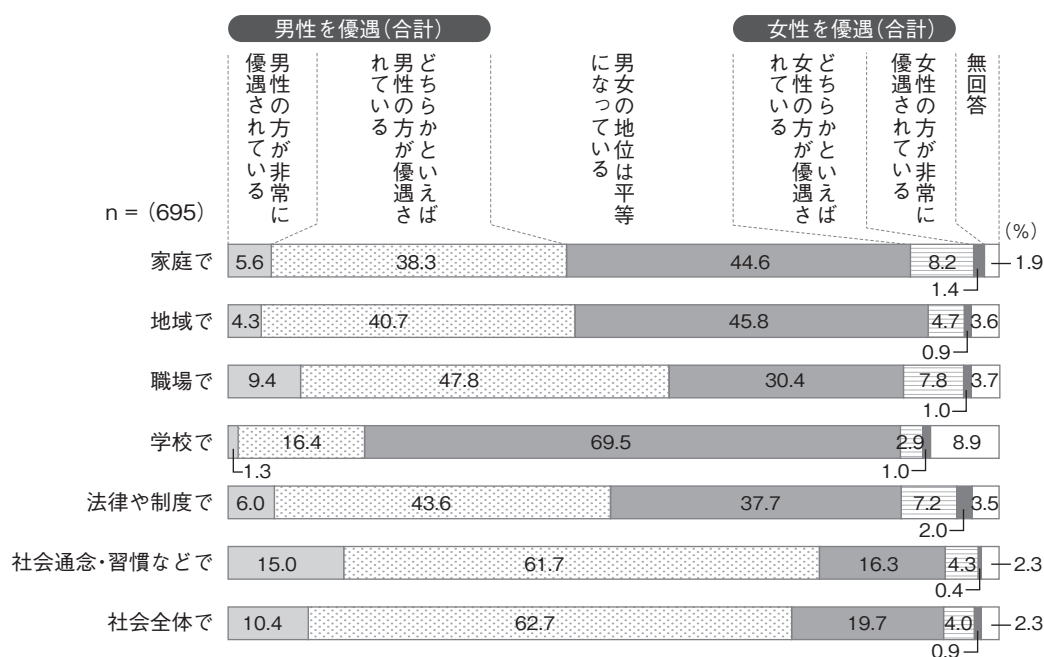
### （1）男女共同参画に関する意識について

#### ○男女の地位の平等感

「学校で」は、「男女の地位は平等になっている」が69.5%と最も高くなっている一方で、「社会通念・習慣などで」は、16.3%にとどまり、男性優遇と感じる割合が高くなっています。

項目によって、男女共同参画の意識が浸透しつつあることが感じられるものの、法律や制度、社会通念・習慣等については不平等感が高まっていることがうかがえます。

図表1 男女の地位の平等感



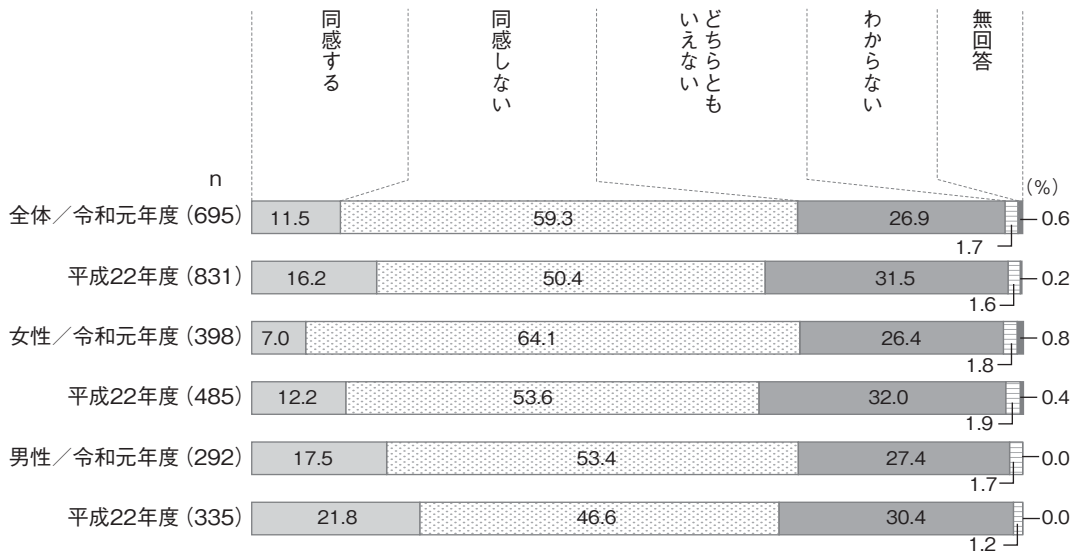
○性別による役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識について、市民意識調査では、「同感しない」が女性で64.1%、男性で53.4%と平成22年度（2010年度）調査から増加しており、性別による固定的な役割分担意識について同感しない意見が増加傾向にあります。

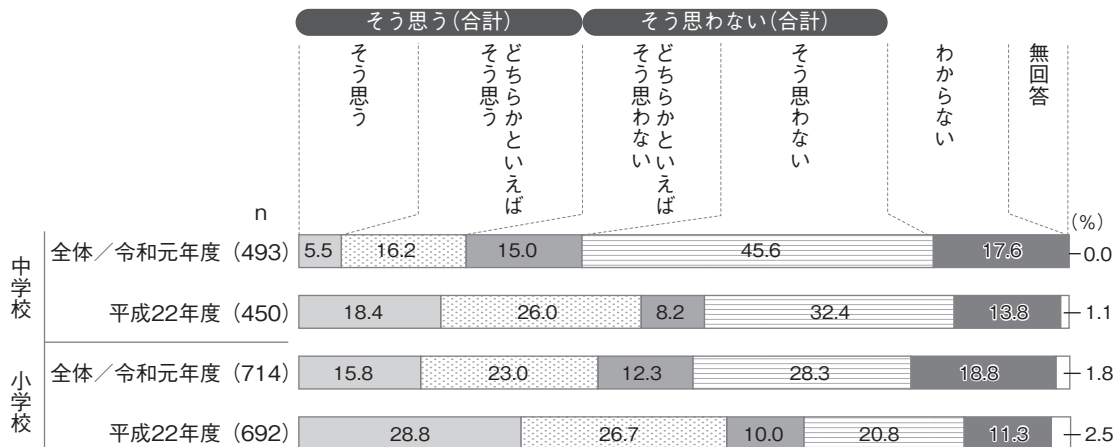
しかし、依然として男性と女性の認識に差が見られるため、引き続き意識啓発や制度の充実等が必要です。

小学生、中学生意識調査では、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」を合わせた割合が、小学生では40.6%、中学生では60.6%と、小学生、中学生ともに平成22年度（2010年度）調査から増加しています。

図表2 性別役割分担意識（市民）



図表3 性別役割分担意識（小学生、中学生）



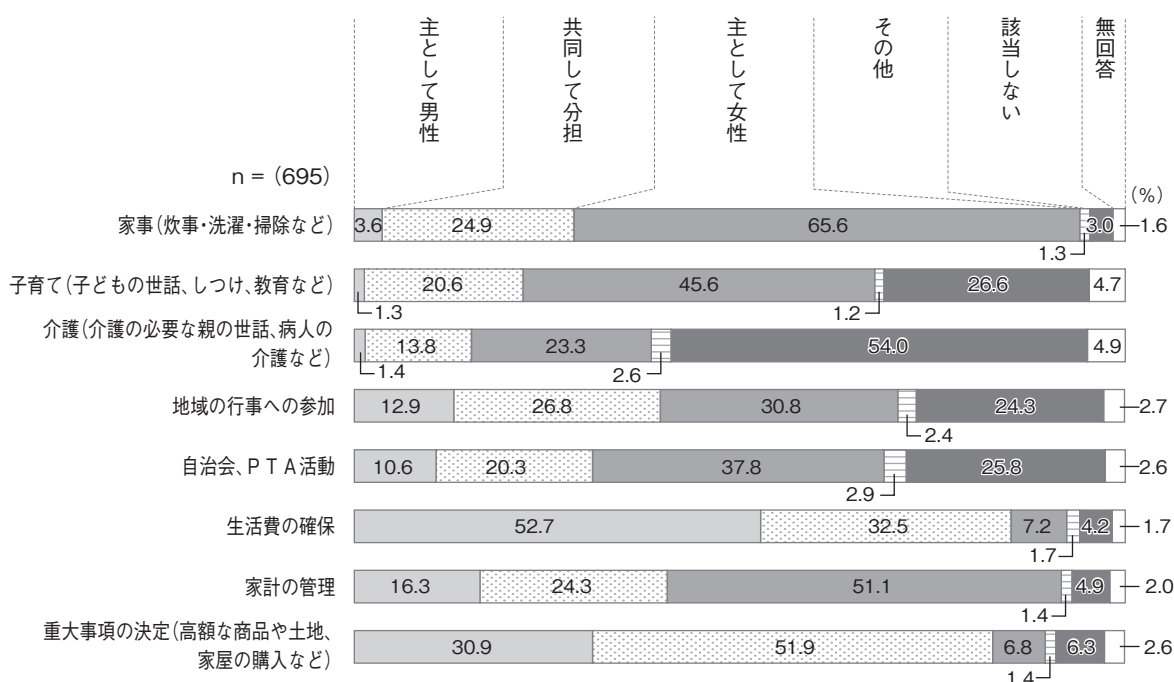
## (2) 家庭生活について

### ○家庭生活での役割分担

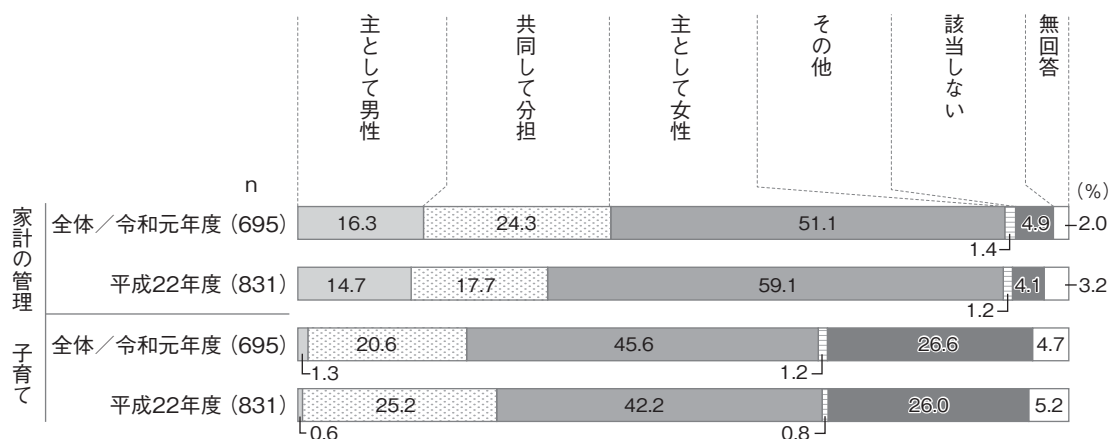
「共同して分担」していることは、「重大事項の決定」で51.9%と過半数を占めており、埼玉県と比較しても高いことから、和光市の役割分担意識の高さがうかがえます。また、「家計の管理」についても平成22年度（2010年度）調査から増加しており、役割分担意識の高まりが読み取れます。

一方で、「子育て」については、「主として女性」が平成22年度（2010年度）調査から増加しています。

図表4 家庭生活での役割分担



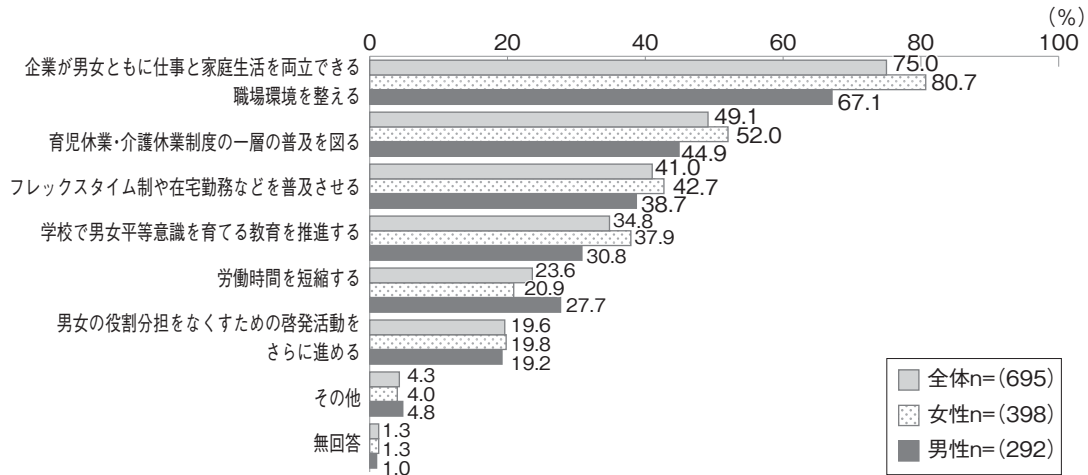
図表5 家庭生活での役割分担（家計の管理、子育て）



○男女がともに家事・子育て・介護に参加していくために必要なこと

「企業が男女ともに仕事と家庭生活を両立できる職場環境を整える」が男女ともに最も高くなっており、職場環境の改善を推進することが望まれています。

図表6 男女がともに家事・子育て・介護に参加していくために必要なこと



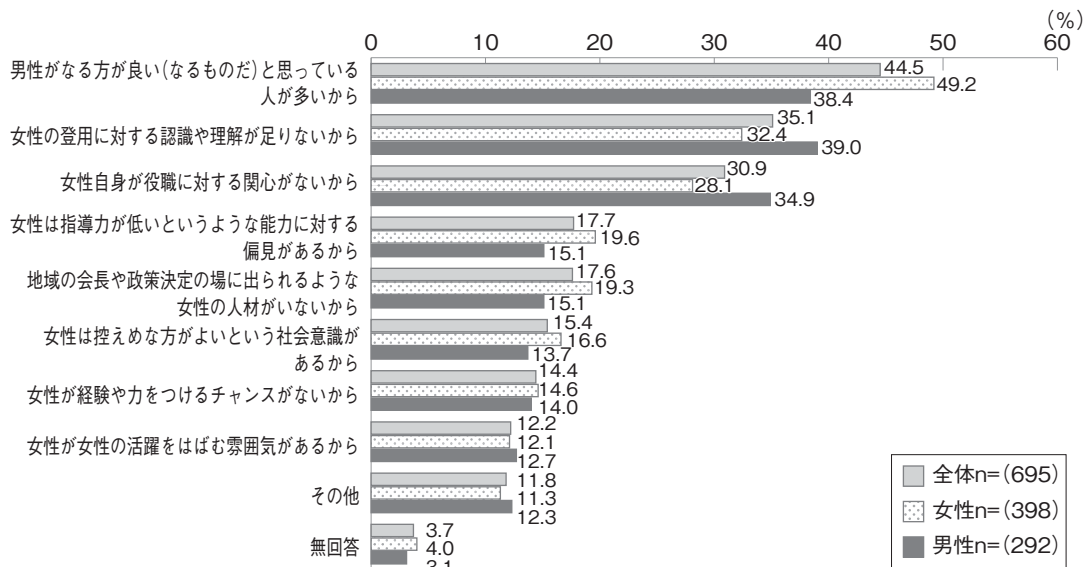
(3) 地域参加について

○自治会等の役職、議員、行政委員における女性の役割が低い理由

女性は「男性になる方が良い(なるものだ)と思っている人が多いから」が49.2%と男性に比べ高くなっています。男性では「女性の登用に対する認識や理解が足りないから」が39.0%、「女性自身が役職に対する関心がないから」が34.9%で、女性に比べ高くなっています。

女性側は、役職等には男性が就くべきという意見を持つ人が多いという認識が、男性側は、女性自身が役職に対する関心がないことが課題であると捉えていることがうかがえます。男女が共に参画するためには、「女性が関心を持てるような役割を作り出す」、「女性が関わりやすいような制度や組織を作る」必要があります。

図表7 自治会等の役職、議員、行政委員における女性の役割が低い理由





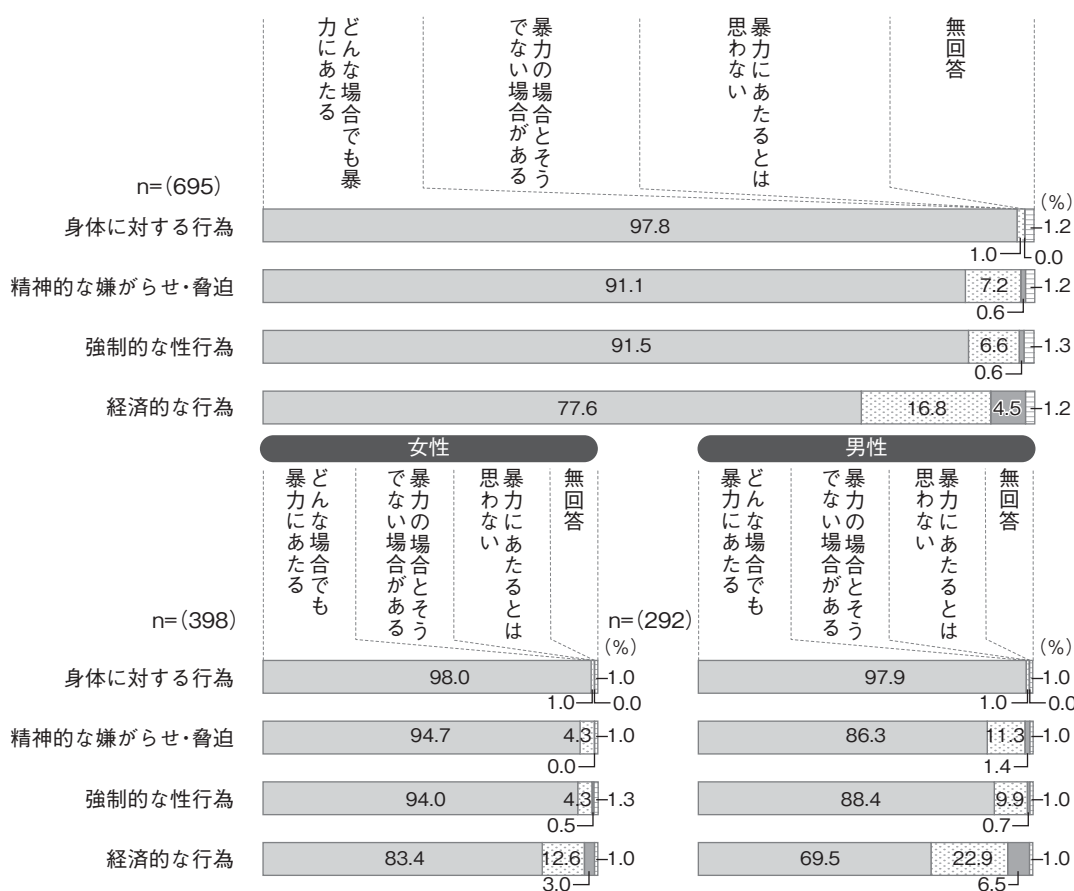
(4) 配偶者や恋人からの暴力について

○夫婦・恋人間の暴力と認識される行為

「身体に対する行為」、「精神的な嫌がらせ・脅迫」、「強制的な性行為」は「どんな場合でも暴力にあたる」の割合が9割以上となっていますが、「経済的な行為」では7割台にとどまっています。また、「身体に対する行為」の中でも、各行為によって暴力についての認識に差が見られます。


今後も「ドメスティック・バイオレンスは、人権問題である」という認識を、現状では女性よりも暴力行為についての認識が低い男性や、市民を中心に浸透させるとともに、より広く相談・保護体制を充実させる必要があります。


図表8 夫婦・恋人間の暴力と認識される行為 (まとめ)



(注) 配偶者や恋人からの暴力について、「どんな場合でも暴力にあたる」と回答した方を集計しています。

これらはすべて、「暴力」です

	<p>●<b>身体に対する暴力</b> 殴る・蹴る・物を投げつける・突き飛ばす・刃物をふりかざす等。</p>
	<p>●<b>精神的暴力</b> 「誰のおかげで生活できるんだ!」「役立たず!」等の暴言。交友関係や毎日の行動を細かく監視する。何を言っても無視する等。</p>
	<p>●<b>性的暴力</b> 望まない性行為の強要。避妊に協力しない等。</p>
	<p>●<b>経済的暴力</b> 必要な生活費を渡さない。仕事を無理矢理辞めさせて経済的に弱い立場に立たせる等。</p>



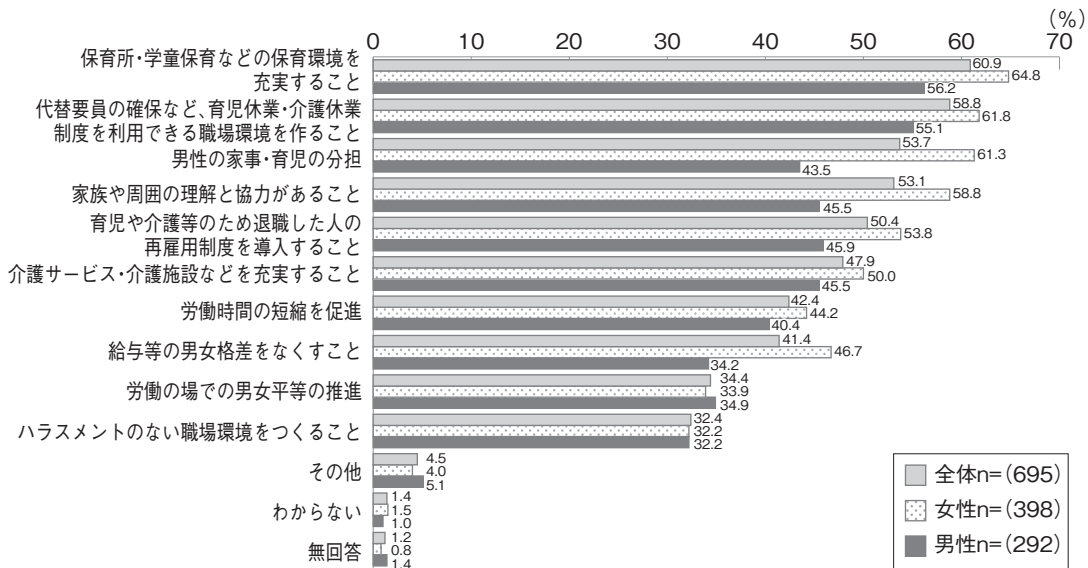
(出典)  
埼玉県男女共同参画課「DVのない社会に!」

(5) 仕事について

○仕事と家庭を両立するための条件

保育環境の充実や休業制度を利用しやすい職場環境の充実、男女で家事・育児の分担をするために、保育ニーズの把握や男性を含めた働き方改革を進め、柔軟に勤務できる環境の整備が求められています。

図表9 仕事と家庭を両立するための条件

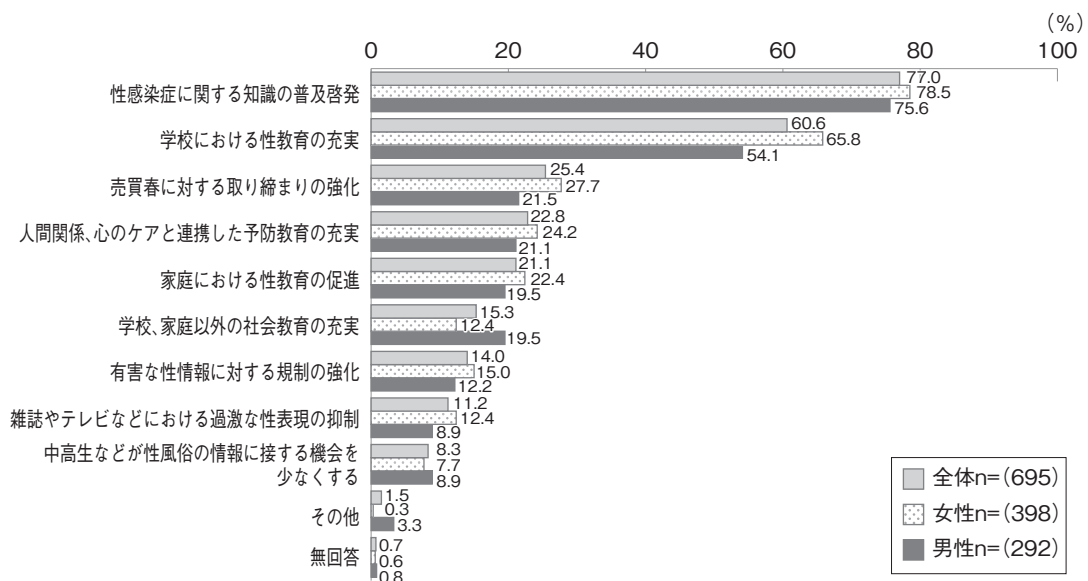


(6) 健康について

○性感染症を防ぐために必要な対策

「性感染症に関する知識の普及啓発」が77.0%と最も高くなっています。性感染症に関する教育や知識の定着を進めるべく、今後も施策等を充実させていく必要があります。

図表10 性感染症を防ぐために必要な対策

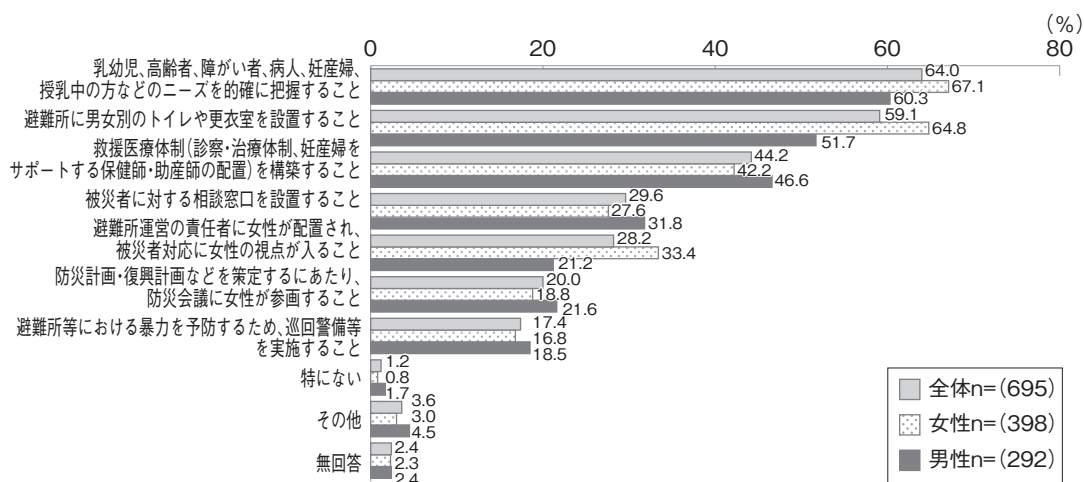


## (7) 防災について

### ○防災・災害復興対策で配慮して取り組む必要があること

避難所機能の充実から人材の確保まで、幅広い取組の必要性が示されています。今後は、避難所の運営においても、女性リーダーを活用し、女性に対するきめ細かい配慮をしていくことが必要といえます。

図表11 防災・災害復興対策で配慮して取り組む必要があること

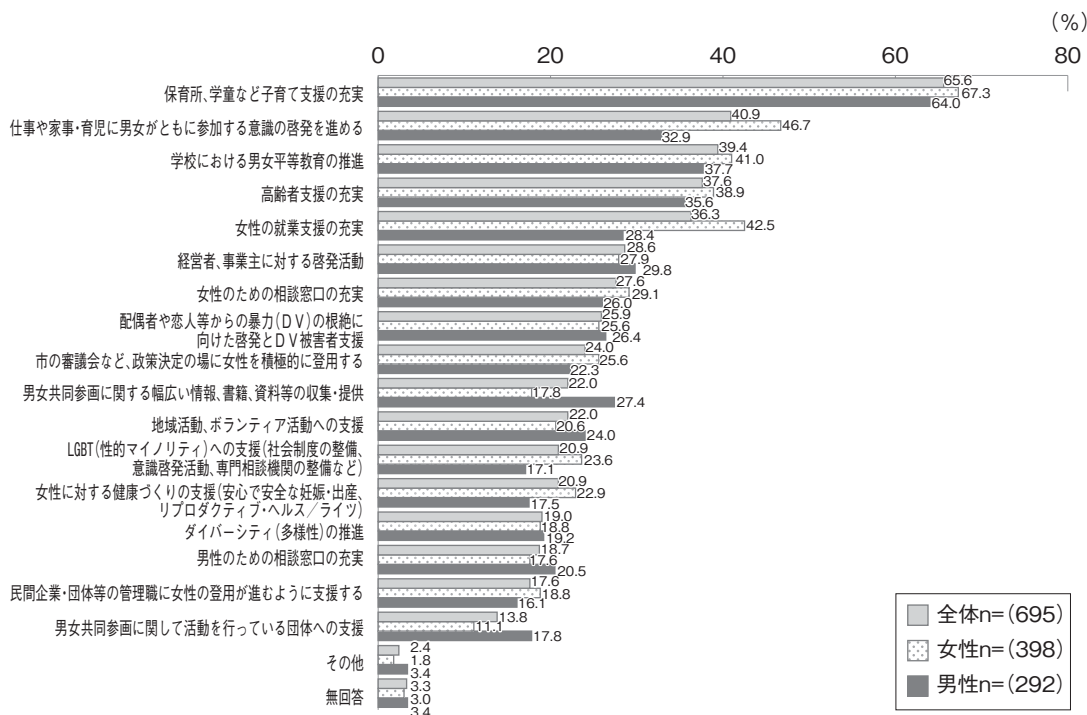


## (8) 男女共同参画の取組について

### ○男女共同参画の推進で市に期待すること

男女ともに「保育所、学童など子育て支援の充実」が最も高くなっています。女性の就業率が高まっているなか、子育て支援の充実が重要といえます。

図表12 男女共同参画の推進で市に期待すること



## 5 第3次わこうプランの数値目標の達成状況

施策の実質的効果を把握するために、各基本目標に数値目標を定めています。

令和元年度（2019年度）における達成状況は、以下のとおりです。

※達成状況は、「◎：目標達成」「○：改善（策定時の現状値を上回る）」「△：変化なし（策定時の現状値と同じ）」、「▼：低下（策定時の現状値を下回る）」となっています。

※市民意識調査方法について、平成22年度（2010年度）及び令和元年度（2019年度）は郵送による調査、平成26年度（2014年度）は市民まつり等において調査を実施しているため、調査方法が異なります。

### ■基本目標1 男女共同参画意識の普及啓発

#### （1）社会全体で男女の地位が平等になっていると考える人の割合

策定時の現状値 （平成22年度）	改訂時の現状値 （平成26年度）	達成期限の目標値 （令和2年度）	現状値 （令和元年度）	達成 状況
23.0%	21.8%	35.0%	19.7%	▼

#### （2）「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識に同感しない人の割合

策定時の現状値 （平成22年度）	改訂時の現状値 （平成26年度）	達成期限の目標値 （令和2年度）	現状値 （令和元年度）	達成 状況
50.4%	44.5%	70.0%	59.3%	○

#### （3）性別による固定的な役割分担意識に同感しない子どもの割合

策定時の現状値 （平成22年度）	改訂時の現状値 （平成26年度）	達成期限の目標値 （令和2年度）	現状値 （令和元年度）	達成 状況
中学校 40.6%	中学校 50.8%	中学校 70.0%	中学校 60.6%	○
小学校 30.8%	小学校 43.5%	小学校 70.0%	小学校 40.6%	○

### ■基本目標2 あらゆる暴力の根絶

#### （4）配偶者や恋人間におけるDVに対する認識の割合

策定時の現状値 （平成22年度）	改訂時の現状値 （平成26年度）	達成期限の目標値 （令和2年度）	現状値 （令和元年度）	達成 状況
身体的 96.4%	身体的 94.8%	身体的 100.0%	身体的 97.8%	○
精神的 95.5%	精神的 91.7%	精神的 100.0%	精神的 91.1%	▼
経済的 69.8%	経済的 81.0%	経済的 100.0%	経済的 77.6%	○
性的 84.0%	性的 86.7%	性的 100.0%	性的 91.5%	○

#### （5）DV被害を相談した人の割合

策定時の現状値 （平成22年度）	改訂時の現状値 （平成26年度）	達成期限の目標値 （令和2年度）	現状値 （令和元年度）	達成 状況
30.8%	32.7%	80.0%	30.8%	△

#### （6）DV被害を受けている人の割合

策定時の現状値 （平成22年度）	改訂時の現状値 （平成26年度）	達成期限の目標値 （令和2年度）	現状値 （令和元年度）	達成 状況
27.3%	24.1%	0.0%	22.5%	○

### ■基本目標3 男女が共にいきいきと暮らせる環境づくり

#### (7) 夫婦で子育てをしている人の割合

策定時の現状値 (平成22年度)	改訂時の現状値 (平成26年度)	達成期限の目標値 (令和2年度)	現状値 (令和元年度)	達成 状況
25.2%	27.8%	50.0%	20.6%	▼

#### (8) 男性の育児休業取得へ理解を示す人の割合

策定時の現状値 (平成22年度)	改訂時の現状値 (平成26年度)	達成期限の目標値 (令和2年度)	現状値 (令和元年度)	達成 状況
女性 53.4% 男性 50.5%	女性 60.8% 男性 63.3%	女性 70.0% 男性 70.0%	女性 70.6% 男性 59.2%	◎ ○

#### (9) 性感染症の予防方法について知っている人の割合

策定時の現状値 (平成22年度)	改訂時の現状値 (平成26年度)	達成期限の目標値 (令和2年度)	現状値 (令和元年度)	達成 状況
82.7%	81.2%	90.0%	84.5%	○

### ■基本目標4 男女共同参画によるまちづくりの推進

#### (10) 審議会等における女性委員の割合

策定時の現状値 (平成22年度)	改訂時の現状値 (平成26年度)	達成期限の目標値 (令和2年度)	現状値 (令和元年度)	達成 状況
33.1%	35.3%	50.0%	37.0%	○

#### (11) 地域行事に男女共同で参加する人の割合

策定時の現状値 (平成22年度)	改訂時の現状値 (平成26年度)	達成期限の目標値 (令和2年度)	現状値 (令和元年度)	達成 状況
30.4%	33.7%	50.0%	26.8%	▼

#### (12) 女子差別撤廃条約を知っている人の割合

策定時の現状値 (平成22年度)	改訂時の現状値 (平成26年度)	達成期限の目標値 (令和2年度)	現状値 (令和元年度)	達成 状況
51.3%	68.4%	75.0%	52.2%	○

### ■基本目標5 男女共同参画わこうプランの着実な推進

#### (13) 和光市男女共同参画推進条例を知っている人の割合

策定時の現状値 (平成22年度)	改訂時の現状値 (平成26年度)	達成期限の目標値 (令和2年度)	現状値 (令和元年度)	達成 状況
32.1%	67.4%	75.0%	36.1%	○

## 6 第3次わこうプランでの取組と今後の課題

「第3次和光市行動計画 男女共同参画わこうプラン」の計画期間における主な取組と今後の課題について、基本目標ごとにまとめました。

### 基本目標1 男女共同参画意識の普及啓発

#### 【主な取組】

##### ◇男女共同参画意識の浸透と定着

男女共同参画の意識づくりのために、男女共同参画情報紙「おるご〜る」を発行し、性暴力や性の多様性、政治と男女共同参画などをテーマに、イラストや図表を用いることでわかりやすくなるよう工夫をし、情報提供を行いました。

##### ◇性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発

性別による固定的な役割分担意識に縛られず、一人ひとりが個性と能力を自由に発揮できる社会を目指し、埼玉県ウーマノミクス課や女性就業支援専門員と連携してセミナーを開催し、働き方改革や女性活躍の必要性など情報提供と意識啓発を行いました。

さまざまな周知・啓発に取り組んだことで、男女平等の意識の高まりがうかがえますが、依然として法律や制度、社会通念・習慣等には性別による固定的な役割分担意識が根付いており、男性と女性で感じる役割分担意識にも大きな差が見られます。広報紙やパンフレット等、広報物を作成するうえで、男女共同参画の視点に立った表現をより一層浸透させ、意識啓発に努めます。

また、性的マイノリティ<sup>※7</sup>に関する情報提供が遅れていることがうかがえます。情報提供を行い、意識啓発に取り組んでいきます。

**【主な取組】**

## ◇関係機関との連携体制の構築

DVの早期発見と未然防止に向け、わこう版ネウボラ事業、母子保健事業として、相談支援体制を構築し、連携して取り組みました。

また、地域包括ケア課が中心となり、DVの早期発見やチーム支援を実施しています。必要に応じて、被害者に対して医療機関の受診や、自立に向けた同行支援も行いました。

## ◇DV等の防止に向けた情報提供や啓発

DV等の防止のために、デートDV\*\*<sup>8</sup>防止セミナーや庁内連絡会議において、知識の普及・啓発を強化しました。

また、虐待行為の防止について、子育てガイドブックや本市のホームページにおいて、情報提供を行いました。

暴力の根絶に向けた意識を浸透させるために、若年層への啓発機会が不足していることから、セミナーの実施回数を増やすなど、アプローチの機会の確保が重要です。

直近の本市におけるDV相談件数は増加傾向にあります。さらなる相談窓口の周知に加えて、各種ハラスメントの防止についても情報提供を行います。

また、依然として被害を受けている方がいますので、関係機関及び関係課所等と連携した、さらなる支援体制の強化と、自立支援の取組を進めます。

**【主な取組】**

## ◇仕事と家庭の両立支援

共働き家庭の増加等を受け、仕事と子育ての両立を支援していくため、保育所等及び学童クラブの整備を進めました。

また、男性の子育てへの参画を後押しするために、子育て世代包括支援センターを整備し、相談、情報提供、交流の場の提供や、父親参加の事業を企画することで、積極的に子育てに参加できるような環境づくりを行いました。

## ◇女性の健康支援

女性は妊娠や出産など、男性とは異なった健康上の様々な問題に直面するため、ライフステージに応じた女性特有の健康に配慮し、心と体の健康などに関する女性相談の実施や、相談窓口の周知を行いました。また、集団検診では、乳がんや子宮頸がんといった女性特有のがん検診を行い、個別相談も実施しました。

保育所等の整備等を行っているものの、待機児童が解消される状況には至っておらず、就学後の学童保育においても、すべての受け入れが確保されている状況ではなく、親が離職を余儀なくされるケースも見受けられます。引き続き、保育所等、学童クラブ、わこっ子クラブなどの整備を進め、子育て支援の充実を図ります。また、市内企業における男性の育児休業取得を推進するために、育児休業取得の必要性についての情報提供を積極的に行います。

児童・生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導を実施していますが、世界と比べて日本は大きく遅れています。性に関する指導は、命の大切さを知る教育であるため、子どもの発達段階に応じた指導を推進していきます。



## 【主な取組】

## ◇防災・災害復興体制に関する男女共同参画の取組の推進

男女それぞれのニーズに対応した防災・災害復興体制を確立するため、地域防災訓練を実施しました。また、「和光市BOSAIまちづくり伝道師<sup>※9</sup>養成講座」により、女性リーダーの育成に取り組みました。

## ◇外国人市民への支援

地域で暮らす外国人市民を支援するために、緊急時における外国人支援体制の訓練を行いました。また、外国籍市民への乳児検診に対する不安を解消する対策を行いました。

本市では、政策・方針決定過程への男女共同参画の取組として、審議会等における女性の割合を、令和2年度（2020年度）までに50.0%に引き上げることを目標に掲げていました。審議会等へ、委員の男女比率の均衡を保った委嘱を行うよう各課所等へ要請を行いましたが、令和元年度（2019年度）の女性委員の割合は37.0%と目標に及ばない状況であるため、各課所等に対してより強い意識づけが必要です。

市民意識調査結果によると、地域行事に男女共に参加する人の割合は、平成22年度（2010年度）の調査よりも低下しています。地域活動の場においても性別による固定的な役割分担意識が見られるため、多様な人材を活用した地域コミュニティの形成に向け、支援に注力していきます。

防災・災害対応は、地域における共助が不可欠であるため、自主防災組織にも女性の参画を促し、女性リーダーの育成を継続していきます。

## 【主な取組】

## ◇庁内の連絡体制の強化

和光市男女共同参画庁内連絡会議を開催し、答申書の報告と庁内への男女共同参画に関する重要事項を連絡しました。

## ◇庁内における男女共同参画の推進

和光市人材育成基本方針に基づいた、能力と意欲を兼ね備えた人材の育成及び人材の活用のために、一人ひとりの能力が発揮されるよう環境整備に努めました。庁内における指導的立場（主査級以上）にいる女性職員数は、平成26年（2014年）から平成30年（2018年）の5年間で増加傾向にあります。

男女共同参画の推進は、市が単独で行うのではなく、市民及び事業者等の関係機関との連携が不可欠です。今後も積極的に関係機関との連携を図り、総合的かつ計画的に計画を推進していきます。

庁内における指導的立場（主査級以上）にいる女性職員の割合は上昇傾向にありますが、依然として男性職員の割合が高くなっています。男女共同参画推進体制の強化のために、さらには市内事業所の模範として、人材の適切な育成及び活用を今後も継続していきます。